資料１

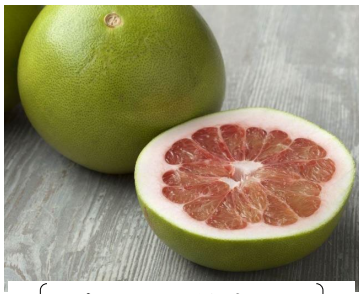
植物検疫協議の進捗状況について

１．輸入解禁協議の進捗状況

- 植物検疫に必要なリスク管理措置は、WTO/SPS 協定に基づき、病害虫の侵入を防止するために必要な限度においてのみ要求可能とされており、相手国からの輸入解禁要請に基づき、検疫当局間で、科学的・技術的観点から協議を行っているところ。
- 具体的な協議は、「我が国への輸入を禁止している植物の輸入解禁に係る標準的手続（令和５年３月 22 日農林水産省訓令第５号）」（別紙）に基づき進めているところ、解禁協議中の案件のうち最近動きのあったものの状況は以下のとおり。

（１）ベトナム産ポメロ（ザーサイン種）

- 2021 年にベトナムよりポメロの輸入解禁要請。
- 有効なリスク管理措置（蒸熱処理）について両国で協議を行った結果、リスク管理措置案が策定された。
- 今後、有識者・利害関係者等のリスク管理措置案に対する意見聴取の後、ベトナムとの詳細な解禁条件に係る協議を経て、パブリックコメント募集等を行う予定。



〔 ザーサイン種ポメロ 〕

【協議対象病害虫】
ミカンコミバエ種群、セグロモモミバエ





【リスク管理措置案】
蒸熱処理（飽和蒸気により果実中心温度摂氏 46.5℃以上で 20 分間保持。）

（２）台湾産マンゴウ（品種制限の撤廃）

- 1988 年及び 1991 年、アーヴィン種及びハーディン種が、蒸熱処理を条件に輸入解禁。
- 2012 年、台湾よりその他の品種についても蒸熱処理による解禁の要請。
- 台湾産のマンゴウの全品種に有効なリスク管理措置（蒸熱処理）について両国で協議を行った結果、リスク管理措置案が策定された。
- 今後、有識者・利害関係者等のリスク管理措置案に対する意見聴取の後、パブリックコメント募集等を行う予定。

【協議対象病害虫】
ミカンコミバエ種群、ウリミバエ
【リスク管理措置案】
蒸熱処理（庫内温度 47.4℃以上の飽和蒸気で 120 分以上加熱後、果実中心温度 46.5℃以上で 30 分間以上保持。）

（３）インドネシア産マンゴウ（ゲドン種）

- これまでの説明会（令和７年９月 12 日）でも進捗状況について説明。
- 1995 年にインドネシアよりマンゴウの輸入解禁要請。
- 同国におけるリスク管理措置の実施体制の評価が終了見込み。
- 今後、パブリックコメント募集等を行う予定。


〔ゲドン種マンゴウ〕

【協議対象病害虫】
ミカンコミバエ種群、ウリミバエ
【リスク管理措置案】
生産地域を限定、蒸熱処理（飽和蒸気により果実中心温度 47.5℃以上で 12 分間保持。）

（４）ウズベキスタン産あんず

- 新たな輸入解禁案件として、今般、ウズベキスタンよりあんずの生果実の輸入解禁が要請。
- ウズベキスタンには我が国が侵入を警戒するコドリンガ等の病害虫が発生しており、今後、解禁要請を受け付けた後、植物検疫に係る協議を科学的に行う予定。

（５）豪州産クレメンティン及びうんしゅうみかん

- 2005 年、豪州産クレメンティン及びうんしゅうみかんを含むかんきつ属植物の生果実について、リスク管理措置としてミバエ類の無発生地域での生産により輸入解禁。
- 2021 年、同地域でミバエ類の発生が確認されたことを受け、同地域からの豪州産かんきつ属植物の生果実の輸入を停止。
- 今般、豪州より、新たなリスク管理措置を講じることによるクレメンティン及びうんしゅうみかんの生果実の輸入解禁が再要請。
- 豪州には我が国が侵入を警戒するミバエ類等の病害虫が発生しており、今後、解禁要請を受け付けた後、植物検疫に係る協議を科学的に行う予定。

２．輸出解禁協議、条件変更協議の進捗について

- ベトナム向けぶどうについて、ベトナム側による病害虫のリスク評価が終了し、現在、検疫条件案の協議中。
- インドネシア向けかんきつ類について、インドネシア側による病害虫のリスク評価中。終了次第、検疫条件案の協議を開始する。
- 台湾向けりんご、なし、もも、すもも生果実の、台湾側輸入検査におけるモモシンクイガ発見時の措置の緩和について、現在、台湾側で品目別とする改正条件案の検討中。

植物の輸入解禁に係る標準的手続　（別紙）

HP公表の手順に至った又は至る見込みの案件

1．解禁要請の受付（病害虫リスト等の提出）
- ウズベキスタン産あんず
- 豪州産クレメンティン、温州みかん

農水省HPに公表

2．病害虫リストの確定（検疫の対象となり得る有害動植物の特定）

3．必要に応じ、病害虫リスク評価を実施

4．病害虫リスク評価の結果も踏まえ、リスク管理措置に関する協議が必要な病害虫を特定

農水省HPに公表

5．リスク管理措置の策定に向け、要請国への資料提供の要請、要請国との協議、現地調査等を実施

6．リスク管理措置の案を策定

- ベトナム産ポメロ
- 台湾産マンゴウ（品種制限撤廃）

7．学識経験者、利害関係者等への意見聴取（植物防疫検討会を開催）

※原則として、リスク管理措置の策定の過程で実施

検討会を公開

- インドネシア産マンゴウ

8．要請国におけるリスク管理措置の実施体制を評価（※）

農水省HPに公表

9．　解禁条件の案を策定

10．関係省令の改正案等を策定

パブリックコメントを募集

11．関係省令の改正等を行い（輸入解禁）、解禁条件を要請国に通知

農水省HPに公表

「衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）」の概要 （参考）

（ Agreement on the Application of **S**anitary and **P**hyto**s**anitary Measures ）

SPS協定とは、人、動物又は植物の生命又は健康を守るという衛生植物検疫（SPS）措置の目的を達成しつつ、貿易に与える影響を最小限にするための国際ルール（WTO協定の附属書の一部）。

加盟国の権利及び義務

＜権 利＞（第2条1項）

加盟国は、人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために、SPS協定に反しない範囲で必要なSPS措置をとる権利が認められている。

（例）
- 食品安全：
 消費者の健康を保護するための措置
 （食品添加物や残留農薬の基準設定、検査証明書の添付、輸入時のサンプリング検査等）
- 動物衛生：
 家畜等に有害な疾病（口蹄疫等）の国内への侵入を防ぐための措置
 （発生地からの輸入禁止、検査証明書の添付、加熱処理等）
- 植物防疫：
 植物に有害な病害虫（ミバエ等）の国内への侵入を防ぐための措置
 （発生地からの輸入禁止、検査証明書の添付、燻蒸処理等）

＜義 務＞

加盟国は、SPS措置をとる場合は、以下のルールに則る必要がある。

① 保護に必要な限度において、科学的な原則に基づいた措置をとること （第2条2項，第5条1～7項）

② 関連の国際機関によって作成された国際的な基準や指針、勧告がある場合には、原則としてそれに基づいた措置をとること （第3条1項）

③ 同様の条件下にある加盟国間及び国内外で不当な差別をしないこと （第2条3項）

④ 国際貿易に対する偽装した制限となるような態様で措置を適用しないこと （第2条3項） ほか

すなわち・・・

- 食品、動植物の輸出入に関する2国間、多国間で合意される輸入条件は、

① 国際基準に整合すること

又は

② 科学的根拠に基づいたリスク評価を実施した上で、適切な保護の水準を決定していること

が求められる。



国際基準策定機関

- 食品安全：食品規格委員会 (Codex)
- 動物衛生：国際獣疫事務局 (OIE)
- 植物防疫：国際植物防疫条約事務局 (IPPC)

- 採用しているSPS措置が本協定に違反している場合、WTO紛争処理機関に提訴された際に、当該措置が正当化されない。

（資料2）

植物検疫に係る輸入解禁協議について

○植物防疫法により輸入を禁止している植物について他国から解禁要請を受けた場合は、リスク管理措置の導入に向けて二国間協議を行う。解禁までに必要な手続上の流れを「標準的手続」（令和5年農林水産省訓令第5号）に規定。

○協議は科学的な知見に基づいて病害虫のリスク評価やリスク管理措置の検討を行い進めることが求められ、相手国が有効なリスク管理措置を適切に実施できることが確認できれば解禁。

○協議の進み方は、病害虫の種類、リスク管理措置の内容、国際基準の有無等に大きく左右されるため、案件ごとに大きく異なる。



・エジプト産ぶどう
・ケニア産アボカド
・米国産もも
・米国産いねわら
・米国産小麦牧草
・チリ産りんご
・豪州産いねわら
・豪州産もも・にほんすもも
・グアテマラ産アボカド
・米国（ハワイ）産タヒチライム

等

○インドネシア産マンゴウ
・中国産マンゴウ
・ベルギー産せいようなし
・イタリア産キウイフルーツ
・ギリシャ産キウイフルーツ
・トルコ産いちじく
・トルコ産さくらんぼ
・ペルー産ブルーベリー
・インド産ぶどう
・ベトナム産ポメロ
・ポーランド産ブルーベリー
・米国産りんご*
・ニュージーランド産りんご*
・米国産一般流通用生鮮ばれいしょ

等

解禁済（過去５年※）
・メキシコ産グロッサム種のとうがらし（パプリカ）（2025年）
・フィリピン産アボカド（2024年）
・ブラジル産アボカド（2024年）
・南アフリカ産アボカド（2023年）
・ペルー産ぶどう（2023年）
・モロッコ産かんきつ類（2023年）
・ベトナム産りゅうがん（2022年）

○は既に学識者等から意見聴取を終えたもの　*システムズアプローチの適用（条件変更）　※ 2021年９月以降

（資料3）

輸出植物検疫に係る諸外国地域との協議について

○ 我が国は、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」に基づく実行計画に従い※１、輸出植物検疫に係る協議（解禁・緩和）を行っており、現在、14か国・地域、52件で実施中
○ 実行計画の策定以降、10か国・地域、15件の解禁・緩和を達成
○ 諸外国・地域への解禁要請や協議に、引き続き関係省庁と連携して取り組む

解禁・緩和要請の準備中

（実行計画への掲載案件は
いずれも相手国へ要請済み）

要請

病害虫リスク評価※２中

インド向けなし、生わさび

インドネシア向けかんきつ類

タイ向けすだち

台湾向けトマト

フィリピン向けぶどう、もも、かんしょ

ベトナム向けもも、かき

豪州向けもも

米国向けぶどう、きんかん、だいこん、キャベツ、かんしょ、黒松盆栽

カナダ向けいちご

メキシコ向けキャベツ種子、ハクサイ種子

ウズベキスタン向けキウイフルーツの苗木

等

検疫条件の協議中

インド向けスギ

タイ向け玄米、かんきつ類（害虫調査の負担軽減、輸出可能時期の拡大）、メロン(査察制への移行)

台湾向けりんご、なし、もも、すもも（モモシンクイガ発見時の措置の緩和）

中国向けぶどう

ベトナム向けぶどう

豪州向けりんご
（臭化メチルくん蒸等に代わる検疫措置の追加）

米国向けさくらの切り枝、ゆず等かんきつ類、りんご（臭化メチルくん蒸等に代わる検疫措置の追加）

ペルー向け精米

メキシコ向けトルコギキョウ種子、ストック種子

等

解禁・緩和済

豪州向けメロン

ブラジル向け精米
（リン化アルミニウムくん蒸の撤廃）

タイ向けゆず、きんかん

フィリピン向けいちご

ニュージーランド向けかんきつ類
（輸出可能品目の拡大、病害虫調査の一部緩和等）

タイ向けかんきつ類（薬剤処理の代替措置）

メキシコ向け精米

インド向けりんご

米国向けメロン

ベトナム向けうんしゅうみかん

ＥＵ向け黒松盆栽 （錦松盆栽を含む）

豪州向けいちご

タイ向けかんきつ類
（合同輸出検査から査察制への移行等）

米国向けなし（生産地域の拡大、品種制限の撤廃）

等

※１ 2020年４月の策定以降
※２ 病害虫リスク評価とは、病害虫の侵入・定着・まん延の可能性やまん延した場合の経済的被害の程度を評価すること